

大津市発注工事における余裕期間制度について

令和8年8月1日から、大津市及び大津市企業局では、建設工事における余裕期間制度を試行します。

■制度の概要

- ・ 契約ごとに、契約日から着工日までの間に実工期の30%を超えず、かつ90日を超えない範囲内の余裕期間を設けることができます。
- ・ 余裕期間制度には、着工日を発注者があらかじめ指定する「発注者指定方式」と、受注者が設定する「任意着手方式」の2種類があります。
- ・ 実際に工事を行う期間（実工期）は、これまでの契約工期と同期間です。

■期待される効果

- ・ 余裕期間があることにより、余裕をもって労働者や資機材の確保などの準備を行うことができ、受注者は円滑な施工体制の整備を図れます。
- ・ 余裕期間中は監理技術者等の配置が不要であるため、受注者は早期に契約し、柔軟な技術者の配置を行うことが可能です。